

総 務 統 第 6 号
平成 30 年 8 月 10 日



総務省国立研究開発法人審議会
会長 尾家 祐二 殿

総務大臣 野田 聖子

国立研究開発法人情報通信研究機構の
第 4 期中長期目標の変更について

標記について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 4 項の規定に基づき、別添の国立研究開発法人情報通信研究機構中長期目標の変更（案）について貴審議会の意見を求めます。